

東京 23 区・武蔵野市・三鷹市の新運賃に関する Q&A

Q 今回の値上げは東京都全域での実施なのか

A 今回改定となる新たな運賃は、東京都特別区（23区）及び武蔵野市、三鷹市のタクシー事業者に適用されます。これ以外の多摩地区のタクシー事業者は、従来通りの運賃（初乗 1.2 km 500 円）となります。

Q 値上運賃はいつから実施されるのか

A 令和 4 年 1 月 1 日 4 日午前 0 時出庫の車両より新運賃が適用されます。

Q 今回値上げを実施する理由は

A 消費税の増税や初乗距離短縮運賃を導入した運賃改定を除き、タクシー運賃の値上げによる改定は平成 19 年以来 15 年振りとなります。その間におけるタクシー事業の収支状況は、平成 19 年の運賃改定実施前の水準に至っていません。しかしながら、業界においては経営の効率化を図りながら乗務員の労働環境の改善、新型車両（UDタクシー）の導入、配車アプリやキャッシュレス決済の導入など、多様化する利用者ニーズへの対応とともに、安全性向上のための投資を着々と進めて参りました。

今般、更なるサービス向上や乗務員の労働環境改善を図り、タクシー事業を維持していくための労働力の確保を行うことを目的に運賃改定を実施いたしました。

Q 多摩地区のタクシーと同じ運賃になったのか

A 初乗運賃（500 円）加算運賃（100 円）は同じ金額になりましたが、それぞれ距離が異なります。

	特別区及び武蔵野市・三鷹市	多摩地区
初乗距離	1.096 km	1.2 km
加算距離	255 m	257 m
時間距離併用運賃	95 秒毎に 100 円	95 秒毎に 100 円

※普通車上限運賃の場合

Q いままで利用していた金額と比較すると、どの程度の値上げになるのか。

A 例えば、東京駅から四ツ谷駅（約 3.9 km）のご利用の場合、140 円の値上げとなり、東京駅から池袋駅（約 10 km）のご利用の場合は、1,020 円の値上げになります。
ただし、道路状況によって上記試算金額は変わりますのでご留意下さい。

Q どのような広報を展開していくのか

A ・東京ハイヤー・タクシー協会の HP にて案内します。
・都内 33ヶ所のタクシー乗り場にて案内します。
・羽田空港タクシー乗り場にて案内します。
・都内のタクシー約 20,000 台の車載タブレット画面に案内します。

Q 値上げすることにより何が変わるのか

A 今般の運賃改定により、タクシーの更なる利便性の向上とともに、乗務員の労働環境改善を図ることにより労働力の確保を行い、より一層利用しやすく、かつ、安全・安心な運送に努めて参ります。

Q 今回の値上げにより、羽田空港などの定額運賃はどうなるのか

A 羽田、成田及び東京ディズニーリゾートの定額運賃も、新運賃に基づき変更となります。

Q 夜間の割増運賃はどうなるのか

A 割増率については、現状どおり 10 時から 5 時までの時間帯について 2 割増となります。

Q 迎車や予約料金はどうか

A 迎車や予約料金については、各社、各無線グループ等で個別に定めておりますので、料金の変更有無については、各タクシー会社、各無線グループ等にお問合せ下さい。

Q 個人タクシーの運賃はどうなるのか

A 今回公示されている運賃は、法人・個人問わず適用される「公定幅運賃」となりますので、個人タクシーも法人同様に公示された運賃から設定することとなります。